

立教英国学院中学部学則

制定施行 1973 年 4 月 1 日

変更 1992 年 4 月 1 日

変更 2018 年 1 月 22 日

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨とし、日本国教育基本法及び学校教育法に準拠した中等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は立教英国学院中学部と称する。

(場所)

第3条 本校は、これを連合王国サセックス州ラジウィック村に置く。

第 2 章 収容定員

(収容定員)

第4条 本校の収容定員は、各学年 20 名 定員総数 60 名とすることを原則とする。

第 3 章 修業年限

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は 3 年とする。

第 4 章 学年、学期、休業日等

(学年)

第6条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の 3 学期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 春季休業日 4 月 1 日から 4 月 4 日まで
- (3) 夏季休業日 7 月 16 日から 9 月 10 日まで
- (4) 冬季休業日 12 月 23 日から 1 月 7 日まで
- (5) 学年末休業日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

2. 前項第 2 号から 5 号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

3. 第 1 項に掲げる休業日においても、教育上必要があるときは、授業を行うことができる。

4. 非常災害その他急迫の事情があるとき又は教育の実施上特別な事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第5章 入学、退学、転学及び休学等

(入学を許可する時期)

第9条 入学を許可する時期は、学年の初めとする。ただし、事情により学年途中からの入学を許可する場合がある。

(入学資格)

第10条 本校に入学することの出来るものは、相当の年齢に達しその学年に在学するに適切な学力を有すると認められたものとする。

(出願手続き)

第11条 入学を希望する者は、保護者において本校所定の入学志願書及びその他の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続き)

第12条 入学を許可された者は、保護者において本校所定の誓約書及び他の書類に入学金を添えて、本校が指定した期日までに提出しなければならない。

前項に定める手続きが指定の期日に行われなときは、入学の許可を取り消す。

(転入学及び編入学)

第13条

他の中学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、転入学及び編入学を許可することがある。ただし、相当の年齢に達しその学年に在学するに適切な学力を有すると認められたものとする。

(退学及び転学)

第14条

やむを得ない事情のために退学又は他の中学校に転学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し、退学届又は転学届を校長に提出し許可を得なければならない。

(欠席、休学、復学)

第15条 欠席しようとする者は、保護者において、そのつど届けなければならない。

2. 病気その他の事情のために休学しようとする者は、保護者においてその事由を明記し、休学届に必要な書類を添えて、校長に届けなければならない。

3. 前項の規定により、休学の生徒が復学しようとするときは、保護者からその事情を明記した書類を添えて、校長に承認を得なければならない。

第6章 教育課程、学習評価および卒業

(教育課程)

第16条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表1の通りとする。

(学業成績の認定)

第17条 学業成績は、学習成績及び日常生活態度の総合評価を基礎として認定する。ただし、学習成績については、試験を実施し、その結果により、評価することがある。

(学業成績の通知)

第18条 学業成績は、学期末又は適当なときに保護者に通知する。

(進級・卒業)

第19条 進級及び卒業は学業成績を基礎とし、教員会議の意見を聴いて、校長が認定する。

(卒業証書)

第20条 前条第1項により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第7章 保護者及び保証人

(保護者)

第21条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
 - (2) 兄姉、縁故者であり、かつ、成年者で独立の生計を営む者
2. 保護者は、本校に対し、生徒に関する一切の責任を負う旨宣誓した者でなければならない。
3. 保護者は本校設立の趣旨、教育方針、英国における児童保護法を理解、同意し、常に本校の教育活動に協力しなければならない。

第8章 教職員組織

第22条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教頭
 - (4) チャプレン
 - (5) 教諭
 - (6) 養護教諭
 - (7) 講師
 - (8) 事務職員
 - (9) 技術職員
 - (10) 学校医
 - (11) 学校歯科医
 - (12) 学校薬剤師
2. 校長は校務をつかさどり所属職員を指導監督する。
3. 副校長は、校長の指示により校務を担当し、校長事故あるときは、その職務を代行する。
4. 教頭は校長(及び副校長)を助け、校務を整理し、副校長事故あるときは、その職務を代行する。
5. 第1号から4号を除く教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第9章 学費

(入学検定料、入学金、授業料等)

第23条 本校の入学検定料、入学金、学費等は別表の通りとし、納入の方法及び時期については、別に通知する。

第24条 学費は事情により変更することがある。

(学費の納入及び減免)

在籍者は、事情のいかんにかかわらず、所定の学費を指定された期間内に納入しなければならない。

(学費の滞納)

第25条 正当な事由がなく、かつ、所定の手続きを行わず、学費を滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。また、学費の滞納がある者は、完納となるまで卒業を認めない。

(納付金の不還付)

第 26 条 すでに納入した学費は返還しない。ただし、学年途中で退学・転学した場合は、在籍しなかった学期の分の学費は返還する。施設費は返還しない。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 27 条 生徒が性行・学業成績ともに他の模範とするに足るときは表彰することがある。

(懲戒)

第 28 条

生徒が本校の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2. 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学とする。

- ①性行不良で改善の見込のない者
- ②学力劣等で成業の見込のない者
- ③正当な理由なく出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、他の生徒の生活に支障をきたす者
- ⑤その他生徒としての本分に著しく反する者

第 10 章 寄宿寮

第 29 条 生徒は原則として本校寄宿寮に入寮しなければならない。但し校長が認めた者については通学を許可することがある。

第 30 条 寄宿寮に関する細則は別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 31 条 この学則に必要な細則は、校長が定める。

(附則)

第 32 条 この学則は 2018 年 1 月 23 日から施行する。

立教英国学院中学部 教育課程表（週時間数）

	1年	2年	3年
国語	4	4	4
社会	4	4	4
数学	4	4	5
理科	5	5	5
音楽	1	1	1
美術	1	1	1
保健体育	3	3	3
技術・家庭	2	2	1
英語	4	4	4
聖書	1	1	1
総合的な学習の時間	4	4	4
特別活動	1	1	2
合計	34	34	35